

補助事業に係る消費税仕入税額控除の取り扱いについて

本補助金（新潟市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金）において、交付率が補助対象経費に対する率である場合の消費税等相当額について、下記の取り扱いとする。

1 概要

事業者は補助対象経費から消費税及び消費税に係る仕入れ控除税額を除外し、補助申請を行うこと。

2 用語

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・ 消費税相当額 | 消費税及び消費税に係る仕入れ控除税額 |
| ・ 補助対象経費 | 補助金交付要綱により補助金の交付対象となる費用 |
| ・ 補助対象経費（税除外） | 補助対象経費から、消費税相当額を除いたもの |

3 補助対象経費（税除外）の計算

（1）人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用されている以外の人件費（人材派遣等）は、消費税等相当額を除外する。

（2）事業費等（直接・工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費）

対象経費の合計額に 100/110 を乗じて、補助対象経費（税除外）を算出する。ただし、課税仕入れの対象外となる経費であることを証明する場合は 100/110 を乗じないことができる。

（3）共通費（間接工事費）

ア 積上げにより積算する場合、（2）同様合計額に 100/110 を乗じて、補助対象経費（税除外）を算出する。

イ 一定割合で算出する場合、（2）により算出した補助対象経費（税除外）の合計額に対して一定割合を乗じて算出する。

4 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる者

以下の事業者は、3の補助対象経費（税除外）の計算を行わないことができる。

- ・ 免税事業者
- ・ 簡易税事業者

※別途証明する書類等の提出が必要

5 計算例

補助率1/2、事業費23,760千円の事業を実施する場合

(ZEB、営農型太陽光、地中熱、LED。補助率は各メニューによる)

費目	事業費	A 補助対象経費	B 補助対象経費 (税除外) 直接雇用以外 $A \times 100/110$	C 補助金 $B \times 1/2$	備考
①労務費 ※直接雇用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	
②設備費	5,500,000	5,500,000	<u>5,000,000</u>	2,500,000	物品契約
③工事費	3,300,000	3,300,000	<u>3,000,000</u>	1,500,000	下請契約
④工事費(フェンス)	2,200,000	0	0	0	補助対象外
⑤業務費	6,000,000	6,000,000	<u>5,454,545</u>	2,727,272	外部委託
⑥共通費(割合)(①~⑤合計)×0.2	3,600,000	(B列で計算)	2,890,909	1,445,454	
消費税	2,160,000	0	0	0	
合計	23,760,000	-	17,345,454	8,672,726	
補助申請額(千円未満切捨)				8,672,000	

補助金の申請額は「8,672,000円」となる↑

補助率5万円/kWの自家消費型太陽光の場合

費目	事業費	A 補助対象経費	B 補助対象経費 (税除外) 直接雇用以外 $A \times 100/110$	C 補助金 $B \times 1/2$	備考
①労務費 ※直接雇用	0	0	0		
②設備費 パネル容量 : 50.8kW パワコン容量 : 40.5kW	2,200,000	2,200,000	<u>2,000,000</u>	40kW×50,000 =2,000,000	工事契約
③工事費	1,100,000	1,100,000	<u>1,000,000</u>	※パネルとパワコン の小さい方の容量 ※容量の小数点切捨	
④工事費(フェンス)	200,000	0	0		
⑤業務費	500,000	500,000	<u>454,545</u>		
⑥共通費(積上)	400,000	400,000	<u>363,636</u>		
消費税	440,000	0	0	0	
合計	4,840,000	-	3,818,181	2,000,000	
補助申請額(千円未満切捨)				2,000,000	

補助申請額は、「2,000,000」となる↑

※ただしB列の額を超えないこと (3,818,181 > 2,000,000)